

2026年度（令和8年度）
第1回福山市社会福祉審議会 議事概要

1. 日時等

日時：2026年（令和8年）5月13日（水）19：00～19：43

場所：福山市役所本庁舎3階 大会議室（Zoomとの併用）

2. 出席者

委員：野口啓示委員長、山崎弘貴副委員長、有木美恵委員、池上文夫委員、大石豪彦委員、岡田昭彦委員、小野裕之委員、河上正次委員、黒瀬香代委員、小林貞子委員、小林智久委員、小山智恵委員、齋藤洋委員、坂井洋子委員、佐藤裕幸委員、関知恵子委員、田丸誠委員、田和桂子委員、崔銀珠委員、根本敏太郎委員、能宗正洋委員、長谷川貴一委員、浜本将矢委員、早川裕美委員、広中恵美子委員、三木智恵委員、柳澤尚志委員、山川直人委員、吉田耕平委員、吉久宏一委員

（Zoom）安部夏子委員、今井宏委員、大石憲一委員、貝原和子委員、世良一穂委員、橋本敬治委員、服部愛実委員、藤田博久委員

事務局：保健福祉局長、福祉部長（兼）福祉事務所長、長寿社会応援部長、保健所長（兼）保健部長、保健所医監（兼）保健部参与、ネウボラ推進部長、ネウボラ推進部保育担当部長（兼）ネウボラ推進部参与（未来館担当）、福祉総務課長（兼）政策調整官、福祉総務課地域福祉担当課長、障がい福祉課長、障がい福祉課福祉サービス担当課長、生活福祉課長、高齢者支援課長、高齢者支援課地域支援担当課長、介護保険課長、介護保険課認定・保険料担当課長、保健部総務課長、保健予防課長、生活衛生課長、試験検査課長、健康推進課長（兼）フレイル対策担当課長、健康推進課保健企画技術担当課長、こども発達支援センター副所長、ネウボラ推進課長、こども・若者応援担当課長、みらい世代育成課長、未来館設置準備室長、保育施設課長、保育指導課長、保育指導課保育支援担当課長、保育指導課主幹、松永保健福祉課長、北部保健福祉課長、東部保健福祉課長、神辺保健福祉課長

（Zoom）なし

3. 欠席者

委員：蔵本直委員、小山峰志委員、中居寛美委員、藤井睦弘委員

事務局：生活福祉課生活保護第1担当課長、生活福祉課生活保護第2担当課長

4. 報告について

委員42人中オンラインでの参加者も含め38人の出席により定足数を満たしていることから、本審議会が成立していることを報告した。

5. 報告事項

(1) 2025年度(令和7年度)福山市社会福祉審議会の開催状況について

事務局から資料1により説明を行った。

6. 議案

(1) 「福山市地域福祉計画2027」の策定に係る諮問について

諮問書を保健福祉局長から野口委員長へ手交した。この案件については、地域福祉専門分科会へ付議し、地域福祉専門分科会での決定を審議会の決定とすることと決まった。

また、計画の概要について、事務局から資料2により説明を行った。

⇒質疑応答なし

(2) 次期「福山市障がい者プラン」策定に係る諮問について

諮問書を保健福祉局長から野口委員長へ手交した。この案件については、障がい福祉専門分科会へ付議し、障がい福祉専門分科会での決定を審議会の決定とすることと決まった。

また、プランの概要について、事務局から資料3により説明の後、質疑応答を行った。

発言者	発言内容
今井委員	障がい者3,500名にアンケート調査を行ったとのことだが、集計・分析結果を示してほしい。 パブリックコメントはどのような形で行うのか。いつもどのくらい集まっているのか。
障がい福祉課長	アンケート結果は現在集計中・内容精査中で、8月の審議予定の際に説明できると思います。 パブリックコメントは、最終的にプランの素案を作成し、各支所窓口等で市民の方に見ていただくようになります。数については、計画により様々です。
長谷川委員	パブリックコメントの募集期間が短いと感じる。十分な募集期間を設けてほしい。
障がい福祉課長	ご意見を反映し、実施させていただきます。
田和委員	8月の審議予定の際にアンケート結果を示すとのことだが、スケジュール上は関係団体等との意見交換会が7月に予定されている。意見交換会の前に結果を示してほしい。
障がい福祉課長	検討します。

(3) 「福山市高齢者保健福祉計画2027」策定に係る諮問について

諮問書を保健福祉局長から野口委員長へ手交した。この案件については、老人福祉専門分科会へ付議し、老人福祉専門分科会での決定を審議会の決定とすることと決まった。

また、計画の概要について、事務局から資料4により説明の後、質疑応答を行った。

発言者	発言内容
佐藤委員	高齢者保健福祉計画、障がい者プランと、地域福祉計画の整合性をとると

	のことだが、それぞれの審議スケジュールが異なる。地域福祉計画を先行して審議し、他の計画が追随すべきでは。整合性はとれるのか。
福祉部長	各計画策定にあたり、意見を伺う団体数や内容が異なるため、計画により審議会開催のタイミングが異なることはあります。一方の内容に追随するのではなく、互いの内容に影響し合って整合性を取り、齟齬がないよう定めていく予定です。

(4) 保育所等の認可に伴う諮問について（今後諮問があった際の取扱い）

事務局から議案書により説明を行った。この案件については、今後案件が出てきた場合、児童福祉専門分科会へ付議し、児童福祉専門分科会での決定を審議会の決定とすることと決まった。

⇒質疑応答なし